

# 建設業等における熱中症を予防しましょう！

(平成24年の職場での熱中症対策の重点について)

※建設業等とは、建設業や建設業に付随して行う警備業をいいます。

建設業等では、次の4項目を重点として取り組みましょう。

## 1 WGBT 予報値など熱中症情報を作業前に確認して、対策を講じてください。

※ WGBT値(暑さ指数)が高いほど熱中症になりやすくなります。予報値が高い場合には、屋根を設置したり、単独作業を行わない、連続作業時間を短縮するなどしてください。

## 2 作業者の日常の健康管理について指導してください。

※ 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食の未摂取などの場合、熱中症の発症に影響があるおそれがあります。健康管理などの指導を行い、顕著に症状がみられる場合には、作業場所の変更や作業転換の対応を行ってください。

## 3 自覚症状の有無に関わらず、水分・塩分を定期的に摂取してください。

※ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼などの際に注意喚起をするなどしてください。また、頻繁に巡視を行い定期的に水分・塩分を摂取させてください。

## 4 熱への順化期間を設けてください。

※ 熱に慣れていないと熱中症に罹りやすくなります。高温多湿作業場所で初めて作業する場合には、熱への順化期間(7日以上を目安)を設けてください。

## 熱中症予防のため、次の対策も講じましょう！

### 1 作業環境管理

- ・横になれる場所(日陰等の涼しい休憩場所など)を確保しましょう。
- ・定期的に水分及び塩分を補給し、体を冷やす冷たいおしぼりなどの物品や設備を用意しましょう。



### 2 作業管理

- ・管理監督者が頻繁に職場巡視を行いましょう。
- ・作業員同士で声を掛け合い、お互いの健康状態に注意しましょう。
- ・透湿性、通気性の良い服装を着用しましょう。

### 3 健康管理

- ・健康診断結果に基づき医師等の意見を聴き、必要に応じて作業場所を変更するなどしましょう。
- ・糖尿病、高血圧症、心疾患、じん不全などの疾患がある場合、必要に応じて作業場所の変更や作業転換を行いましょう。



### 4 労働衛生教育

- ・自覚症状に関わらず水分及び塩分を摂取すること、日常の健康管理、熱中症が疑われる症状、緊急時の救急措置及び連絡方法について、繰り返し教育しましょう。



青森労働局・労働基準監督署

関係通達については、裏面に記載しております。

## 1 建設業等での熱中症予防対策について

### (1) 建設業等での熱中症発生状況等

建設業等は、業態として、炎天下の高温多湿作業場所で作業することが避けられず、WBGT値(暑さ指数)の低減対策が困難であることが多い。

また、平成23年の死亡災害においては、WBGT値を測定していなかった割合が約9割、熱への順化期間(熱に慣れ環境に適応する期間)が設定されていなかった割合が約7割、自覚症状にかかわらず水分及び塩分の定期的な摂取を指導していなかった割合が約8割、休憩場所が整備されていなかった割合が約7割、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)に基づく健康診断の実施が適切に行われていなかった割合が約6割となっている。また、熱中症の症状が出始めているのに作業を続け重症化したり、単独作業のため倒れた後に迅速に処理がされず死亡した事例がみられることから、建設業等での熱中症予防対策については、次の(2)を重点事項として、(3)のその他の具体的な実施事項と併せて取り組むこと。

### (2) 建設業等での熱中症予防対策の重点事項

建設業等では、次の4項目を重点事項として、熱中症予防対策に取り組むこと。

ア 事前にWBGT予報値、熱中症情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値(解説1参照:省略)を超えることが予想される場合には、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やスポットクーラー又は大型扇風機を使用し、単独作業を行わないようにするとともに、連続作業時間を短縮し、長目の休憩時間を設ける等の作業時間の見直しを行うこと。

作業時間については、特に、7、8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準を大幅に超える場合には、原則作業を行わないこととするとも含めて見直しを図ること。

イ 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食が未摂取、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

ウ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分(解説2参照:省略)を定期的に摂取させること。

エ 高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

### (3) 建設業等でのその他の具体的な実施事項

#### ア 作業環境管理

作業場所又はその近傍に、臥床することができる冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保し、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう、また、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等を適度に冷やすことのできるよう物品及び設備を設けること。

#### イ 作業管理

(ア) 作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。

(イ) 透湿性・通気性の良い服装(クールジャケット、クールスーツ等)を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット(クールヘルメット等)を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

#### ウ 健康管理

(ア) 安衛法第66条の4及び第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

(イ) 作業者が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医・主治医の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

#### エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・自覚症状に関わらず水分及び塩分を摂取すること
- ・日常の健康管理
- ・熱中症が疑われる症状
- ・緊急時の救急処置及び連絡方法

※ WBGT値については、下記ホームページをご参照下さい。(6月1日から9月30日)

PCサイト：<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

携帯サイト：<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/kt/index.html>

※ そのほか、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に示す基本対策もご参照下さい。